

令和6年10月3日

報道関係者各位

檜原市役所 こども部 こども未来課

保育料の徴収誤りについて（ご報告）

令和6年9月30日（月）に保育所入所保護者に対しまして、保育料を誤って徴収するという事案が発生いたしました。このような事態となり、ご家族の皆様には多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

1. 発生した日時及び場所

日時：令和6年9月30日（月） 9時00分頃

場所：こども未来課

2. 事案の概要

保育料の口座振替を利用されている保護者から電話にて、市から通知を受けた9月分保育料と異なる金額が引落しされた旨の連絡がありました。また、別の保護者の方からも同様の連絡がありました。

確認したところ、8月分及び9月分の保育料について、保護者へ通知した保育料と実際に徴収した保育料に差額が生じており、184件存在することが判明しました。内訳は、以下のとおりです。

- ・本来の保育料より多い額を徴収（還付が必要）：106件 1,240,600円
- ・本来の保育料より少ない額を徴収（追徴が必要）：78件 651,800円

保育料の決定時期は4月と9月で、4～8月分は前年度市民税額を基に決定し、9～3月分は現年度市民税額を基に決定しています。9月分から新保育料額に変更となるため、8月29日付けで保護者に新保育料額の通知を送付しました。

9月19日に9月分の保育料徴収に向け、複数のシステム処理を実行しましたが、その際、操作上のミスがあり変更が反映されなかったことが原因と考えられます。結果として、本来であれば9月からの新保育料額で徴収すべきところを、8月までの旧保育料額で徴収をしていました。また、4～8月分についても、同様に前月分の保育料額で徴収していないか確認したところ、8月分で2件該当があることが判明しました。

3. 市の対応

令和6年10月3日までに還付又は追徴が必要な保護者へ電話で連絡をしました。

還付が必要な保護者へは令和6年10月7日に口座振替させていただいた口座へ還付します。（令和6年10月3日に通知文を発送します。）

追徴が必要な保護者へは令和6年10月31日に10月分と併せて口座振替させていただきます。（令和6年10月中旬頃に通知文を発送します。）

今後、システム及び金融機関に送信する金額の内容に誤りがないか必ず複数人で確認作業を綿密に行い再発防止に努めてまいります。

<本件に関する問い合わせ先>

檜原市 こども部 こども未来課

担当：岩本・小西

檜原市内膳町1-1-60 TEL:0744-25-2790（直通）